



## 疑問にお答えします

シリーズ N03 (表)



### ★ 求人票にある「加入保険等」とは？

求人票を見ると「加入保険等」の欄があります。どんな内容なのか、よく理解しておきましょう。「加入保険等」の欄では、その企業がどのような保険・制度に加入しているかを表示しています。消されていないければ「加入」二重線で消されていれば「未加入もしくは労働時間等により加入※」ということになります。企業選びの際には、この各種保険への加入状況なども確認しましょう。

※各種保険の加入条件については、各担当にお問い合わせください。

種 類	説 明
雇 用	<p>正式には「雇用保険」。1人でも従業員のいる企業は加入が義務付けられている。労働者が失業したときに、次の就職先を探す求職活動中の生活の安定を図ることを目的とした「失業給付」が中心。一般的には12ヶ月以上の就労実績（被保険者期間）があれば受給資格が発生する。このほか、一定の要件により、資格取得のための教育訓練を受ける場合の受講料補助を目的とした教育訓練給付金を支給する制度などもある。</p> <p>保険料は企業と労働者双方で負担する。</p> <p>※ お問い合わせ先：各ハローワークの雇用保険担当課</p>
労 災	<p>正式には「労働者災害補償保険」。雇用保険とセットで「労働保険」と総称される場合もある。1人でも従業員のいる企業は加入が義務付けられている。労働者が業務に起因して病気やけがをした場合や、通勤途上で事故などに遭い休業することとなった場合などに治療費や休業中の保障を行うための保険。保険料は企業が負担する。</p> <p>※ お問い合わせ先：各労働基準監督署</p>
健 康	<p>正式には「健康保険」。企業が設立した「健康保険組合」が運営する「組合管掌健康保険」と健康保険組合に属さない企業に適用する「協会けんぽ」がある。法人の場合は1人以上、それ以外でも原則5人以上常時使用する労働者がいる会社は加入が義務付けられている。労働者が扶養する家族などが、病気やけが、出産や死亡の際に医療給付などを行う。保険料は企業と労働者が折半で負担する。</p> <p>※ お問い合わせ先：全国健康保険協会（協会けんぽ）</p>
厚 生	<p>正式には「厚生年金保険」。健康保険とセットで「社会保険」と呼ばれる。法人の場合は1人以上、それ以外でも原則5人以上常時使用する労働者がいる会社は加入が義務付けられている。20歳以上の国民全員が加入する国民年金（基礎年金）に上乘せられる年金で、老後の所得保障の主柱となるもの。なお、保険料は企業と労働者が折半で負担する。</p> <p>※ お問い合わせ先：各年金事務所</p>

裏面に続く



大阪マザーズハローワーク

